

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	14106038863000
法人番号	9020001146732

様式第9号(第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間		
社内システムの保守・管理		株式会社八萬屋		(〒 221 - 0802) 神奈川県横浜市神奈川区六角橋一丁目17番地12号 (電話番号 045 - 900 - 8931)				令和5年4月1日から1年間		
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	
					1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)		起算日 (年月日)	令和5年4月1日	
				法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	
	① 下記②に該当しない労働者	納期の切迫、納期の変更	アプリケーション設計開発	5人		4時間		45時間		360時間
		臨時の受注	アプリケーション設計開発	5人		4時間		45時間		360時間
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者										
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	
	納期の切迫、納期の変更、臨時の受注		アプリケーション設計開発	5人			1か月に2日		始業9時・終業19時の内、8時間程度	
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)										

協定の成立年月日 令和5年3月20日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(話し合い)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

令和5年3月20日

使用者 職名 代表取締役
氏名 高木 公司

横浜北 労働基準監督署長殿